政策評価シート【総括票】

施策の柱	２－５　障害のある人が自立して暮らせる共生社会を創る

基本方針	障害のある人が自立して暮らせる共生社会を築くため、医療体制・相談支援や地域生活支援を充実するとともに、就労支援と社会参加を促進します。

担当局（区）	保健福祉局

評価区分	C	政策の目的達成に向け順調に成果が現われている

【評価の理由・説明】

発達障害等児童の療育に関する相談が増加し、「療育相談所における相談件数」はH26末目標値を大きく上回った。また、就労意向のある障害者に就労、生活面への一体的な就労支援を行うとともに、企業等の相談にも対応した結果、「新たに就労した障害のある人の数」もH26末目標値を上回った。
一方で「障害者相談支援事業における相談件数」は、別の事業である障害福祉サービス利用者の相談窓口の整備が進んだ結果、H23年度現状値を下回った。
「地域で生活するようになった障害のある人の数」「障害に対する理解が進み、障害のある人が地域で暮らしやすくなっている」は、中間目標値には届かなかったが、3年間の取組の効果により、H23年度実績より高い数値を示している。
以上のことから、成果の発露が遅れている事業が一部あるものの、おおむね順調に政策の成果が表れているといえる。

【今後の取組みの方向性】

H23年度現状値を下回った「障害者相談支援事業における相談件数」は、必要に応じて類似事業との整理・統合の検討も視野に入れたうえで、引き続き障害のある人が地域で安心して暮らせる相談支援体制を充実していく。一方、「療育相談所における相談件数」は、待機期間の短縮という課題解決のため、業務内容の精査等を行うほか、必要により、職員の増員やスペースの確保等に取り組む。
また、地域生活支援の充実のため、「地域で生活するようになった障害のある人の数」については、地域生活の主な受け皿となるグループホームの整備を引き続き進めていくとともに、参入が進む民間企業を活用しながら相談機能の一層の充実などに取り組む。
さらに、就労支援と社会参加の促進のため、引き続き障害者福祉大会の開催など障害者の理解促進のための普及啓発事業に取り組むほか、障害者差別解消法（平成28年4月施行）の趣旨に基づいた取組みの必要性を企業や市民に周知していくことにより、「障害に対する理解が進み、障害のある人が地域で暮らしやすくなっている」割合を向上させる。また、障害者職業能力開発プロモート事業・障害者職場実習事業などの就労支援事業をより充実させていくことにより、「新たに就労した障害のある人の数」を増やしていく。

評価区分の基準（指標の達成状況の平均点数）
A：4．5点以上、 B：3．0点以上4．5点未満、 C：1．5点以上3．0点未満、 D：0点以上1．5点未満、 E：0点未満

生活実感・行動指標

（%）

指標No.	指標名	H23末現状値	H26末中間目標値	H29末中間目標値	H33末目標値	H26末現状値	H29末現状値	H33末現状値	達成状況	点数
59	障害に対する理解が進み、障害のある人が地域で暮らしやすくなっている	16.1	20.0	25.0	30.0	17.5			△	1

客観指標

指標No.	指標名（単位）	H23末現状値	H26末中間目標値	H29末中間目標値	H33末目標値	H26末現状値	H29末現状値	H33末現状値	達成状況	点数
56	療育相談所における相談件数(件)	472	520	560	620	619			◎	5
57	障害者相談支援事業における相談件数(件)	31,900	43,000	54,000	68,700	23,799			×	−1
58	地域で生活するようになった障害のある人の数(人)	275	436	470	510	394			○	3
60	新たに就労した障害のある人の数(人)	315	410	500	615	439			◎	5

平均点	2.6

施策別・事業の進捗状況

施策	進捗状況 達成	進捗状況 未達成	主な事業の進捗状況（事業を取り巻く社会経済情勢、成果・課題など）
２－５－１	4	0	地域活動支援センター（Ⅰ型）を2か所整備し、各区1か所とした。
２－５－２	5	4	障害者グループホーム・ケアホームの整備を支援した結果、18施設増の70施設となった。
２－５－３	6	2	障害者差別解消法が28年4月に施行される予定であり、25年1月より障害者の法定雇用率も1.8%から2.0%に引き上げられた中、障害者福祉大会・心のふれあいフェスティバルなどを確実に開催するとともに、障害者職業能力開発プロモート事業を実施した。